

豊川市優良工事顕彰及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市が発注した建設工事のうち、工事成績が優良なものの顕彰及び公表に関し必要な事項を定め、もって建設工事施工業者の技術及び施工意欲の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工及び工事品質の向上を図ることを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 顕彰は、豊川市工事成績評定要領（平成14年6月1日適用。以下「評定要領」という。）による評価区分が「A」の工事（以下「成績優良工事」という。）を施工した現場代理人、監理技術者及び主任技術者（以下「技術者」という。）を対象とする。

(顕彰の方法等)

第3条 顕彰は、市長が技術者に対し、顕彰状を授与することにより行う。

2 顕彰は、一の工事につき2人以内とする。ただし、共同企業体が施工した工事については、当該共同企業体を構成する構成員の数に1を加えた数に相当する人数以内とする。

3 顕彰に当たっては、あらかじめ豊川市入札等審査委員会に意見を聴くものとする。

(顕彰の時期)

第4条 顕彰は、顕彰の対象となる工事の完了の都度、市長が定める時期に行う。

(欠格条項)

第5条 成績優良工事を施工した業者（共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体の構成員である業者）が、顕彰を受ける日（以下「顕彰日」という。）の属する年度の前年度の初日から顕彰日の前日までの間に、次のいずれかに該当するときは、顕彰しない。

(1) 豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱（平成3年4月1日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）による指名停止を受け、又は受けることが明らかであるとき

(2) 豊川市暴力団排除条例による排除を受け、又は受けることが明らかであるとき

(3) 豊川市工事成績評定における成績不良業者の入札参加制限に関する要綱（平成23年10月1日施行。以下「入札制限要綱」という。）による入札制限を受け、又は受けることが明らかであるとき

(4) その他顕彰の対象としてふさわしくない行為等があったとき

(優良工事施工者の公表)

第6条 市長は、前年度に成績優良工事を施工した業者を対象に、「優良工事施工者」として公表する。ただし、次のいずれかに該当するときは、公表を行わない。

(1) 指名停止措置要綱による指名停止を受け、又は受けることが明らかであるとき

(2) 豊川市暴力団排除条例による排除を受け、又は受けることが明らかであるとき

(3) 当該年度において施工した工事に、評定要領による評価区分の「D」又は「E」があるとき

(4) その他公表の対象としてふさわしくない行為等があったとき

(公表の方法等)

第7条 公表は、毎年度当初に次の事項を豊川市ホームページに掲載する方法により行う。

(1) 業者名

(2) 工事名

(3) 工事場所

(4) その他必要な事項

2 公表の期間は、公表した日の属する月の翌月から12月とする。

(公表の取り消し)

第8条 第6条に該当する業者が、既に公表されている場合において次のいずれかに該当したときは、直ちに公表を取り消す。

(1) 指名停止措置要綱による指名停止を受けたとき

(2) 公表期間中に施工した工事について、評定要領による評価区分が「D」又は「E」の評価を受けたとき

(3) その他公表の対象としてふさわしくない行為等があったとき
(庶務)

第9条 この要綱に係る事務は、総務部契約検査課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同日以降に完了した工事から適用する。ただし、第6条に定める「優良工事施工者」の公表については、平成22年度に完了した工事から適用し、公表の時期及び期間については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。